

# 国立大学法人東京医科歯科大学のミニ楯の贈呈基準

〔平成22年8月16日〕  
制 定

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の小型の楯（以下「ミニ楯」という。）の贈呈は、学長がこの基準により行う。

第2条 ミニ楯は、次の各号の一に該当する者に、これを贈呈する。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学の楯の贈呈基準（平成16年制定）第2条第1号に該当する者。ただし、過去に同基準により楯の贈呈を受けた者を除く。
- (2) 外国人の研究者であって本学の教授、准教授又は講師に相当する身分を有し、かつ本学において教育研究上の業績を残し、本学の国際交流上貢献したと認められるもの。
- (3) 学位（博士号）取得者又はこれと同等以上の研究業績を有する外国人の研究者であって、かつ本学に相当期間教育研究に従事し、顕著な業績を残し、これにより本学の国際交流上貢献したと認められるもの。
- (4) 学長がミニ楯を贈呈するのにふさわしいと特に認めたもの。

第3条 各部局において前条第1号から第3号に該当すると認められる者に対し、ミニ楯を贈呈したい場合は、当該部局の長が、別紙様式により贈呈希望日の1箇月前までに学長に推薦するものとする。

第4条 この基準に関する事務については、総務部総務秘書課において処理する。

## 附 則

この基準は、平成22年8月16日から施行する。

## 附 則（平成23年9月30日制定）

この基準は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

## 附 則（平成26年6月19日制定）

この基準は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

## 附 則（平成29年12月27日制定）

この基準は、平成29年1月1日から施行する。

(別紙様式)

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

部局の長

東京医科歯科大学のミニ楯の贈呈について

このことについて、下記の者に対してミニ楯を贈呈したいので、推薦いたします。

記

- 1 氏 名
- 2 国 籍
- 3 現職名等
- 4 贈呈理由

5 刻 名

6 贈呈希望日 平成 年 月 日

7 その他参考となる資料を添付